

震災の影響で、大量の失業者が発生し半失業者・潜在的失業者を合わせると全国で 1000 万人を超えと言われ、生活保護受給者は昨年 12 月には、208 万 7 千人を超え、支払われた生活保護費は 3 兆 4 千億円を上回り、国の平成 24 年度 予算案では 3 兆 7 千億の見通しと聞いています。

全国どの自治体でも生活保護受給者が急増しており、そのためにも本年は、経済を立て直し、雇用の維持・確保が最大の課題と思います。

はじめに「生活保護等について」伺います。

千葉市を除く本県の生活保護費の推移はどのようになっているのか。

・生活保護費の推移（千葉市を除く）

	金額(千円)
21 年度	76,826,887
22 年度	88,549,236
23 年度	61,432,412

今月 1 日に、平成 22 年度 生活保護費の不正受給が全国で 2 万 5,355 件、128 億 7 千 426 万円に上り 過去最高になったと報道されました。

そこで伺います。

千葉市を除く本県の不正受給の推移はどのようになっているのか。

・生活保護費の不正受給状況

	平成 2 0	平成 2 1	平成 2 2
件数	4 0 3	4 7 0	6 6 7
金額（千万円）	3 2 千万円	3 1 千万円	4 1 千万円

（再質問 1） 増加傾向にある本県の不正受給の主な内容は何か。

事例としては、世帯員の高校生が世帯主に内緒でアルバイトしていたものや、高齢者が年金の遡及受給や増額等を申告しなかったものなどが見受けられるため、世帯員を含めた申告義務の徹底を指導しているところです。

不正受給の主な内容には、うっかりや無申告など、悪意は、ないものと思いますが、背景には困窮があり、不正受給の定義を見直すことも必要ではないかと思えます。

千葉市を除く本県の福祉事務所による文書指導指示の内容はどのようなものか。

・福祉事務所による文書指導指示状況の推移(千葉市を除く)

指導指示の内容	20 年度	21 年度	22 年度
就労指導	1 7 2	1 7 2	1 6 4
自動車に関すること	1 3 1	1 7 5	2 0 5
日常生活に関すること	2 4 1	2 9 6	2 4 8
計	5 4 4	6 4 3	6 1 7

いわゆる働き盛りの人が就労できないというのは、本人のみならず、社会的にも損失です。そこで、伺います。

(再質問2) 生活保護受給者のうち、「稼働年齢層にある者」に対する就労支援の状況はどうか。

- ・世帯の状況を把握して、就労による自立のための具体的な方法を定めた就労支援プログラムを策定して活用。
- ・平成22年度就労支援プログラム等による取組み状況（千葉市を除く。）
1,279人に対して支援を行い、就労開始・増収した513人のうち、102人の属する世帯が保護廃止。

雇用があれば生活保護から抜け出せる方も多いと思います。短期的な雇用対策のみならず、中長期的な雇用促進につながる政策をさらに進めていただきますよう、要望させていただきます。

千葉市を除く本県のケースワーカーの充足状況等はどのようになっているのか。

- ・ケースワーカーの配置基準は、社会福祉法の規定により郡部で65ケースに1人、市部で80ケースに1人と定められている。
- ・ケースワーカーの充足状況(平成23年10月1日現在)

	CW数	被保護世帯数	被保護人員	平均担当ケース数	CW標準数	現業員過不足数
郡部	20	1,456	1,901	73	21	1
市部	437	38,966	53,896	89	475	51
合計	457	40,422	55,797	88	496	52

(再質問3) 今後のケースワーカー配置計画は、どのようになっているのか。

- ・各福祉事務所では、国の標準数を充足するため毎年度増員に努めている。
- ・県として、各福祉事務所に対する指導監査の際、実施体制の確保について指導している。

生活保護制度は昭和25年に制定され、以来61年間抜本的な改革が行われていません。このため、社会構造の大きな変化に対応しきれているとは言えず、行政運営に多大な支障をきたし、財政の重荷になっており社会保障全般を含めた抜本改革が必要であると思います。

次に「児童福祉について」伺います。

全国の児童相談所が平成22年に対応した虐待相談の件数は5万5千154件と聞いています。

本県の児童相談所における主な児童虐待に係る相談内容は何か。

- ・本県の児童相談所における平成22年度児童虐待相談対応件数：2,522件
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数の内容別内訳

H22	件数	構成割合(%)
身体的虐待	957	38%
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	819	32%
心理的虐待	710	28%

性的虐待	36	2%
計	2,522	100%

民法等の一部が改正され、本年4月1日から児童虐待防止のために親権を最長2年間停止できる改正を、進めていると聞いています。

そこで、伺います。

親権喪失及び親権の停止は、どのように活用されていくのか。

- ・従来の親権喪失制度は、親子関係への影響が非常に大きいため、ほとんど活用されていなかった。
- ・親権停止制度の新設は、虐待する親から児童を守るための有効な手段になると期待している。
- ・県としては、親権停止制度を有効に活用し、児童の保護を適切に行うとともに、親権停止中に、親への指導や児童の心理的ケアを行い、親子関係の再構築が達成できるよう努めてまいります。

本県の里親支援の状況はどうか。

- ・里親への相談窓口として、従来から各児童相談所に里親対応専門員を一人ずつ配置している。これに加え、今年度は、里親がより気軽に相談できるよう、新たにNPO法人に委託し、電話相談等を行っている。
- ・また、千葉県里親会に委託し、里親等の交流や研修の場として、里親サロン事業を実施しており、里親の精神的負担の軽減や資質の向上に努めている。
- ・さらに、里親の一時的な休息のために、年間7日以内で、子供を施設等に預けられるレスパイト制度を整備している。

「輝け！ちば元気プラン」の総仕上げ1年の、児童に対する社会的養護支援に関わる事業内容は、どのようになっているのか。

- ・現在、東上総児童相談所において、一時保護所の整備を進めているところであり、平成24年7月の開所を予定している。
- ・また、保護を要する児童の増加に対応し、受け皿の質・量の両面での充実を図るため、今年度、小規模ケアを行う民間児童養護施設の設置者を公募したところである。選定された2箇所（君津市、袖ヶ浦市）の設置者は、平成25年4月の開設を目指し、平成24年度に施設の建設を行う予定となっている。
- ・併せて、県立の児童養護施設「富浦学園」についても、小規模ケアを行う施設とするため、全面建て替え工事を実施しているところであり、平成25年3月の供用開始を予定している。

（再質問 追加） それでは、児童養護施設には、心身に障害を持った子供がどの程度「措置」されているのか。

昨年度、県内にある17の児童養護施設を対象に調査を行いました結果、入所者合計916名のうち、心身に障害のある子どもは123名で、13パーセントの割合でございました。また、障害の疑いのある子ども148名を含めまして、30パーセントを占めておりました。

本県における児童福祉司、心理司の配置計画は、どのようになっているのか。

平成23年度の児童福祉司配置数91名は、人口約5万8千人に一人の配置であり、全国平均約4万9千人に一人を下回っています。

また、児童心理司の配置数は45名であり、福祉司の約2分の1となっています。

では

**里親に対する児童養護施設や乳児院への支援相談員の配置計画は、
どのようになっているのでしょうか。**

国の平成24年度予算案では、地域における里親への相談支援体制等の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置することとしております。

県としても、里親支援専門相談員の配置は、里親への相談体制の充実に加えまして、施設入所児童の里親委託の推進や、アフターケアとしてのとしての支援に資するものと考えています。

既に、県内の施設からいくつか問い合わせも来ており、今後は、国の動向を見るとともに、施設の希望も聞きながら、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

何らかの事情により家庭での養育が困難となり、養育が受けられなくなった子どもの大切な「命」を引き続き守り、温かい愛情と理解を持った家庭環境の下での養育が提供される「里親制度」、そして、乳児院、児童養護施設といった社会的養護はいつその充実・推進を図るべきと考えます。

本県では、要保護児童の「里親」への委託率を平成26年度までに21%に引き上げるとの目標を掲げております。

ぜひ、地域が一体となって子育てを支える社会の実現を目指し、すべての子供たちが家庭や施設での生活を通じて、真の「愛着」関係の中で養育されることを切に願うものであります。

次に「千葉港中央地区における港湾事業について」伺います。

千葉みなと、緑地整備事業の内容はどのようになっているのか。

千葉みなと緑地整備については、みなと千葉としての玄関口にふさわしい、多くの人々が集い憩う、賑わいのある親水空間の創出を目指しているものです。

事業の内容については、千葉ポートタワーまでの1.1ヘクタールの緑地や600メートルのブルームナードを設けるとともに、2基の小型船棧橋や展望デッキの整備を計画しております。

この整備事業については、平成25年としていた一部供用開始が、2年遅れの平成27年度になると聞いています。

そこで伺います。

千葉みなとの旅客船棧橋整備について、供用開始までの整備工程はどのようになっているのか。

これまで、地盤改良や護岸基礎工を進めてまいりましたが、昨年の中日本大震災の影響等により、遅れが生じ、工程の見直しを行ったところです。

今後の工程としては、平成24年度に護岸本体工に着手し、その後、緑地の造成や整備、また、棧橋の製作設置などを行い、平成27年度の一部供用を目指してまいります。

千葉みなとの旅客船棧橋は、平成27年度の供用後 どのような船舶による利用を想定しているのか。

旅客船棧橋は水深2.5メートルで、総トン数約350トンまでの遊覧船やレストラン船などの着岸が可能になります。

船舶の利用については、千葉市において、水上バス、港内周遊のレストランクルーズ、工場夜景見学クルーズ等の運航実験を行うなど検討しているところです。

この千葉みなと緑地の整備は、これまで工業港として活用されてきた千葉港において、周辺地区の活性化に資する事業であります。

この度の東日本大震災の影響に伴い、工事の遅れが生じたことに対して理解はいたしますが、地元千葉市を始め、県民が期待する大きな事業でもありますので一日も早い整備を要望するものです。

次に、航路の水深の確保について伺います。

千葉港の船舶が安全に航行するため、航路等の水深が適切に確保される必要があると思います。

本県の航路等の浚渫は、どのような考え方に立って進められているのか。

航路等の維持管理のための浚渫については、公共岸壁を利用する船舶の航行に支障のない水深を確保するため、必要に応じて実施しております。

・公共岸壁を利用する船舶の航行に支障のない水深を確保。

(再質問5) 浚渫する場所は、どのように選定しているのか。

- ・監視船によるパトロールや利用者からの要望等により、浚渫が必要な場所の把握
- ・河口部については土砂が堆積しやすい。
- ・利用状況等を勘案して選定

(再質問6) 新年度予算では、公共岸壁の前面である「都川」河口部の浚渫について、どのようになっているのか。

利用状況等を勘案しながら、これまでも浚渫を行ってきたところですが、平成24年度についても、厳しい予算の中ですが、関係者とよく調整しながら浚渫を行うこととしております。

港湾施設は、物流にとって欠くことのできない施設です。

今後とも、港湾の活性化、また、利用拡大を図っていくため、予算の確保に努めていただきますよう、併せて要望いたします。